埼玉県土木工事委託業務監督要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が発注する委託業務のうち、土木工事に関連する 業務又はそれに類する業務(以下「委託」という。)の適正かつ円滑な実施 を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要 な事項を定めるものとする。

(監督員の定義)

第2条 この要綱において監督員とは、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第89条の規定に基づき監督員として指定された職員で、総括監督員、担当監督員を総称する。

(監督員の業務)

- 第3条 監督員の業務は、それぞれ次の各号に定めるものとする。
 - (1)総括監督員
 - 1) 受託者又は受注者に対する必要な指示、承諾、確認又は協議で総括監督員が重要と認めるものの処理。
 - 2) 委託の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる場合 における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の所長に 対する報告。
 - 3) 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握。
 - (2) 担当監督員
 - 1) 受託者又は受注者に対する必要な指示等の処理。
 - 2) 契約書に基づく委託履行のための資料等の作成及び交付、並びに受託 者又は受注者が作成した図書の承諾。
 - 3) 契約書に基づく工程の管理、成果品物の精査。

(監督員の任命)

- **第4条** 次に掲げる基準によりそれぞれの監督員を命ずる。
 - (1)総括監督員は、原則として担当監督員の属する担当の主査又は担当課長をもって充てる。
 - (2) 担当監督員は、原則として当該委託を積算した担当者をもって充てる。

(監督員の交替)

第5条 監督員が交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぎ、これを所長に報告しなければならない。

第2章 書類

(管理技術者等通知書)

第6条 監督員は、受託者又は受注者から管理技術者等通知書または現場責任 者等通知書が提出されたときは、必要な資格の有無を確認し所長に提出しな ければならない。

(業務計画書等)

第7条 監督員は、受託者又は受注者から調査計画書、業務計画書又は作業計画が提出されたときは、十分その内容を検討し所長に報告しなければならない。

(打合せ記録簿)

第8条 監督員は、受託者又は受注者が作成した打合せ記録簿の内容を確認した後、所長に提出しなければならない。

(指示書)

第9条 監督員は、指示事項等がある場合は、指示書に記入し所長に提出し、 受託者又は受注者に指示又は承諾して適切な監督を行なわなければならない。ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者又は受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、7日以内に書面で受託者又は受注者にその内容を通知するものとする。

(業務カルテ作成、登録)

第10条 監督員は、委託金額又は業務委託料が100万円以上の業務について、受託者又は受注者が作成した「登録のための確認のお願い」の内容を確認し、受託者又は受注者が登録した後「登録内容確認書」の写しを所長に報告した後、設計書に添付しなければならない。

(委託業務完了通知書)

第11条 監督員は、成果品物等を精査し支障がなければ委託業務完了通知書

を提出させる。監督員は、委託業務完了通知書が提出されたときは、所長に 提出しなければならない。

第3章 監督

(委託内容の把握)

第12条 監督員は、受託者又は受注者に対して、委託着手前に当該委託の内容を正確に説明し、打合せをしなければならない。

(委託の促進)

第13条 監督員は、委託工程表に基づき、常に委託の進捗状況を把握し、遅延のおそれのあるときは、受注者に厳重に注意をし、その旨を所長に報告しなければならない。

(委託の変更中止等)

第14条 監督員は、委託内容を変更し、又は委託の履行を一時中止し若しく は打ち切る必要があると認めるときは、速やかに事由を付して、これを所長 に報告しなければならない。

(検査の立会い)

第15条 監督員は、検査員の行う検査に立ち会い、当該検査に必要な資料を 提出して、その執行に協力しなければならない。

第4章 諸手続

(履行期間の延長)

第16条 監督員は、受託者又は受注者から履行期間延長申請書が提出された ときは、速やかに内容を調査の上、所長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第17条 監督員は、受託者又は受注者が正当の理由なくして委託に着手しないとき、又は中止しているとき、その他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかに実情を調査し、これを所長に報告しなければならない。

(貸与品)

第18条 監督員は、貸与品について受託者又は受注者の保管及び使用状況を常に把握し、受託者又は受注者の故意又は過失によって貸与品を喪失又破損したときは、所長に報告し、指示を受けなければならない。

(管理技術者等の変更)

第19条 監督員は、管理技術者等について、委託の履行につき著しく不適当 と認められ、その交替を求めようとするときは、所長の承諾を得なければな らない。

埼玉県土木委託業務監督要綱の条文中「所長」とあるのを下記のとおり読替 えることができるものとする。

条数	内容	区分	
		所長	部長
		副所長	担当部長
		(課長)	(主幹)
		(副課長)	
第5条	監督員の交替		\circ
第6条	管理技術者等通知書		0
	現場責任者等通知書		
第7条	業務計画書等		\circ
第8条	打合せ記録簿		\circ
第9条	指示書		\circ
第10条	業務カルテ作成、登録		0
第11条	委託業務完了通知書	0	
第13条	委託の促進		0
第14条	委託の変更中止等	\circ	
第16条	履行期間の延長	0	
第17条	契約の不履行	0	
第18条	貸与品		0
第19条	管理技術者等の変更		0

()内は、本庁の場合に適用する。